

役員報酬などに関する規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湘南福祉会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員をいう。

(理事会の出席)

第3条 役員等が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

(理事の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

(評議員の報酬)

第6条 評議員が評議員会に出席した場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の承認を受けなければならない。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年6月18日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬	費用弁償費
理事会出席旅費	無報酬	1 回 5,000 円

別表 2

名 称	報 酬	費用弁償費
理事業務報酬等	無報酬	1 回 5,000 円
監事監査指導報酬等	無報酬	1 回 5,000 円
評議員業務報酬等	無報酬	1 回 5,000 円

別表 3

宿泊費	日 当	旅 費
実費支給	1 日 2,000 円 半日 1,000 円	実費支給

別表 4

電車、バス等の交通機関利用の場合	実費
車を利用する場合	1 km 当たり 15 円を乗じた額 高速道路利用は実費を加える

算定根拠 2km から 10km 4,200 円 (国税庁、非課税限度額より)

1 か月 20 日勤務 1 日往復 20km $4,200 \text{円} \div (20 \text{km} \times 20 \text{km}) = 10.5 \text{円} / \text{km}$

55km から 31,600 円

1 日往復 110km $31,600 \text{円} \div (20 \text{km} \times 110 \text{km}) = 14.36 \text{円} / \text{km}$